

## 本手引による凡例

凡例		法令等名称
法		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年11月7日 法律第123号)（以下「障害者総合支援法」という）
政令		障害者総合支援法施行令(平成18年1月25日 政令第10号)
規則		障害者総合支援法施行規則(平成18年2月28日 厚生労働省令第19号)
障害者支援施設以外	サービス指定基準	障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日 厚生労働省令171号)
	サービス指定解釈通知	障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日 障発1206001号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
	サービス最低基準	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日 厚生労働省令174号)
障害者支援施設	施設指定基準	障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日 厚生労働省令172号)
	施設指定解釈通知	障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成19年1月26日 障発0126001号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
	施設最低基準	障害者総合支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日 厚生労働省令177号)
報酬告示		障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年9月29日 厚生労働省令523号)
報酬告示解釈通知		障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日 障発1031001号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

## 障害者総合支援法における用語の定義

用語	法・規則	定義
障害福祉サービス	法 5 条 1 項	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助
障害福祉サービス事業	法 5 条 1 項 規則 1 条	障害福祉サービスを行う事業 ただし、障害者支援施設、(独法)国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、児童福祉施設において行われる施設障害福祉サービスを除く。
施設障害福祉サービス	法 5 条 1 項 規則 1 条の 2	施設入所支援、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 B 型
施設入所支援	法 5 条 10 項 規則 6 条の 5	その施設に入所する障害者(生活介護を受けている者、又は自立訓練若しくは就労移行支援(訓練等)を受けている者で入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの、又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者)につき、主として夜間において行う、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の日常生活上の支援
障害者支援施設	法 5 条 11 項	障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設 ただし、のぞみの園及び児童福祉施設を除く。
特定施設入所障害者	法 19 条 3 項 (法 附則 18 条)	介護給付費等の支給を受けて又は入所措置が採られて障害者支援施設、のぞみの園又は第 5 条第 1 項若しくは第 5 項の厚生労働省令で定める施設(第 1 項=児童福祉施設、第 5 項=病院)に入所している障害者及び生活保護法第 30 条第 1 項ただし書(第 30 条第 1 項=生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによつては保護の目的を達しがたいとき、又は被保護者が希望したときは、被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託して行うことができる。)の規定により入所している障害者
特定施設	法 19 条 3 項	障害者支援施設、のぞみの園、第 5 条第 1 項若しくは第 5 項の厚生労働省令で定める施設(第 1 項=児童福祉施設、第 5 項=病院)又は生活保護法第 30 条第 1 項ただし書(上記参照)に規定する施設
指定障害福祉サービス事業者	法 29 条 1 項	都道府県知事が指定する障害福祉サービス事業を行う者
指定障害者支援施設	法 29 条 1 項	都道府県知事が指定する障害者支援施設
指定障害福祉サービス	法 29 条 1 項	当該指定に係る障害福祉サービス
指定障害福祉サービス等	法 29 条 1 項	当該指定に係る障害福祉サービス及びのぞみの園から受ける施設障害福祉サービス
指定障害福祉サービス事業者等	法 29 条 2 項	指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又はのぞみの園
指定障害者支援施設等	法 34 条 1 項	指定障害者支援施設又はのぞみの園
障害福祉サービス事業所	法 36 条 1 項	障害福祉サービス事業を行う事業所
特定障害福祉サービス	法 36 条 2 項 規則 34 条の 20	生活介護、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型
指定事業者等	法 42 条 1 項	指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者
旧法指定施設	法附則 20 条	なお従前の例により運営をすることとされた身体障害者更生援護施設又は知的障害者更生援護施設であつて、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日(平成 18 年 10 月 1 日)の前日において、改正前の身体障害者福祉法第 17 条の 10 第 1 項の指定又は改正前の知的障害者福祉法第 15 条の 11 第 1 項の指定を受けているもの
旧法施設支援	法附則 20 条	旧法指定施設において行われる改正前の身体障害者福祉法第 5 条第 2 項に規定する身体障害者施設支援又は改正前の知的障害者福祉法第 5 条第 2 項に規定する知的障害者施設支援に相当するサービス
特定旧法指定施設	法附則 21 条	第 20 条の規定により第 29 条第 1 項の指定があつたものとみなされた旧法指定施設(指定を取り消されたものを除く。)